

愛媛海区漁業調整委員会委員選挙の概要

1 愛媛海区漁業調整委員会

- (1) 海区漁業調整委員会は、都道府県の執行機関として、海面につき農林水産大臣が定める海区ごとに設置（地方自治法 180 の 5 ，漁業法 84）。
- (2) 愛媛海区は、愛媛県の地先海面（昭和 25 年 5 月農林省告示第 129 号）。（原則 1 県 1 海区で海面を持つ都道府県全てに設置。全国 6 4 海区）

2 構 成

- (1) 15 人の委員をもって組織され、3 部門から選定（漁業法 85）

漁民委員（選挙による委員）	9 人
学識経験委員（知事の選任による委員）	4 人
公益代表委員（知事の選任による委員）	2 人
- (2) 漁業代表者委員は、選挙権を有する者（漁業従事者等）による直接選挙による（漁業法 94，漁業法施行令 9）。

3 委員の任期 4 年

4 所掌事項 愛媛海区における漁業に関する事項を処理（漁業法 83）。

5 権 限

- (1) 諮問機関
 - ・漁場計画の樹立及び変更についての意見
 - ・漁業権の免許についての意見
 - ・都道府県漁業調整規則の制定及び改廃についての意見 など
- (2) 建議機関
 - ・漁場計画策定
 - ・免許後の漁業権の条件及び制限の付与等 など
- (3) 決定機関
 - ・入漁権の設定，変更及び消滅の裁定
 - ・土地及び土地の定着物の使用権の設定，変更及び解除の裁定
 - ・採捕の制限，漁場利用の制限等の指示